

様式1

医療法人 杏政会

事業報告書					
医療法人整理番号		00094			
報告期間	自	令和6年4月1日			
	至	令和7年3月31日			
1 事業報告書の概要					
(1) 名称	分類①	医療法人杏政会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）		
	分類②	社団（出資持分あり）			
	分類③	その他			
	(2) 事務所の所在地	基金制度不採用		複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
		都道府県	鹿児島県		
		市区町村	薩摩川内市		
		町名・番地	横馬場町 8 番 1 1 号		
	(3) 設立認可年月日	建物名		従たる事務所の記載はこちら	
	(4) 設立登記年月日		昭和58年10月1日		
(5) 理事長の氏名	姓	高江			
役員及び評議員の人数	名	政子	理事長を含む人数を記載すること。		
役員及び評議員		4			
2 事業の概要					
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら			
(2) 附帯業務		記載はこちら			
(3) 収益業務		記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。		
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療料の新設又は廃止等を記載する。（任意）		

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

[illegible]

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

[illegible]

[illegible]

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本事業務
(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

[illegible]

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は償還証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

2-(9) その他

[illegible]

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 杏政会
所在地 鹿児島県薩摩川内市横馬場町 8 番 1 1 号

※医療法人整理番号	94
-----------	----

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 31 日現在) /

1. 資 産 額	1,638,491 千円 /
2. 負 債 額	664,093 千円 /
3. 純 資 産 額	974,398 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	427,674
B 固 定 資 産	1,210,817
C 資 産 合 計 (A + B)	1,638,491 /
D 負 債 合 計	664,093 /
E 純 資 産 (C - D)	974,398 /

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人杏政会
所在地 鹿児島県薩摩川内市横馬場町8番11号

※医療法人整理番号 00094

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	427,674	I 流動負債	114,188
現金及び預金	214,030	買掛金	5,155
事業未収金	200,606	短期借入金	55,600
たな卸資産	11,207	未払費用	46,530
前払費用	2,198	預り金	4,425
その他の流動資産	683	未払法人税等	333
貸倒引当金	-1,050	未払消費税等	1,214
その他の流動資産		その他の流動負債	931
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	1,210,817	II 固定負債	549,905
1 有形固定資産	1,141,925	長期借入金	547,868
建物	729,225	その他の固定負債	2,037
構築物	7,532	繰延税金負債	
医療用器械備品	14,295	その他引当金	
その他の器械備品	6,717	その他の固定負債	
車両及び船舶	8,252		
土地	372,823		
その他の有形固定資産	3,081		
その他の有形固定資産			
		負債合計	664,093
		純資産の部	
2 無形固定資産	5,019	科目	金額
ソフトウェア	3,399	I 出資金	97,500
その他の無形固定資産	1,620	II 積立金	876,898
その他の無形固定資産		その他積立金	120,000
3 その他の資産	63,873	繰越利益積立金	756,898
長期貸付金	2,100	その他積立金	
長期前払費用	40,820		
その他の固定資産	20,953	III 評価・換算差額等	0
その他長期貸付金		其他有価証券評価差額金	0
役職員等長期貸付金		繰延ヘッジ損益	0
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
		純資産合計	974,398
資産合計	1,638,491	負債・純資産合計	1,638,491

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人杏政会
所在地 鹿児島県薩摩川内市横馬場町 8 番 1 1 号

医療法人整理番号 00094

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益	1,079,608		
2 事業費用			
(1) 事業費	1,098,019		
(2) 本部費	10,693		
本来業務事業損失			
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益	256,863		
2 事業費用	269,722		
附帯業務事業損失			
C 収益業務事業損益			
1 事業収益	0		
2 事業費用	0		
収益業務事業利益	0		
事業損失			
II 事業外収益			
受取利息			
その他の事業外収益	13,645		
III 事業外費用			
支払利息			
その他の事業外費用	4,983		
経常損失			
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	0		
V 特別損失			
固定資産売却損	9		
その他の特別損失			
税引前当期純損失			
法人税・住民税及び事業税	333		
法人税等調整額	0		
当期純損失			

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 医療法人 查政会
所在地 鹿児島県薩摩川内市横馬場町8番11号

※医療法人整理番号 94

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である 法人	有限会社侑征	鹿児島県薩摩川内市	66,164	温泉水の販売 不動産賃貸業	温泉水の購入 医療機器の賃借	温泉水の購入 医療機器の賃借 (注)1	3,141	未払費用	141

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 有限会社侑征からの温泉水の購入及び医療機器の賃貸に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末振込としている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	■■■■	■■■■	■■■■ 不動産の賃借	賃借料の支払い (注)1	3,360	仮払金	0
役員	■■■■	■■■■	■■■■ 不動産の賃借	賃借料の支払い (注)1	3,528	仮払金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人杏政会

理事長 高江 政子 殿

私は、医療法人杏政会の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月5日

医療法人杏政会

監事 肥後 昭信

（注1） 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2） 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。